

パブリックコメント項目別概要表

I 小売業等の商標の保護の在り方

小売業等の商標のサービスマークとしての保護

意見の概要	提出者
基本的に賛成である。小売サービス業にいうサービスは、商品の仕入れから、陳列を経て販売に至るまで様々な創意・工夫が行われ、それによって競争上他社からの差別化と優位性を図っている。そして、消費者も、それらの創意・工夫を、物の購買活動の主要な動機の一つとしている。このような創意・工夫には多くのコストが費やされており、それにより形成される付加価値は、法的保護に値する。	日本弁護士連合会
小売業等の商標をサービスマーク(役務商標)として保護するという方向については原則として賛成する。我が国の商標制度が従来小売等一般につき役務商標登録制度を採用してこなかった経緯や諸外国においても小売業ないし小売サービス等を独立の役務として商標登録を認めていない国があること等を考慮し、その制度の設計には慎重な検討が必要である。	大阪弁護士会
小売業の提供する役務に係る商標の経済的な価値、欧米諸国における商標保護制度の現状等国際的な動向から考えて、わが国における小売業者の提供する本質的なサービス(多様・多様な商品の品揃え、陳列等、付加価値の高いサービス)を独立した商取引とする役務に係る商標についても、報告書案のとおり、役務商標として保護する制度を創設されたい。	会社等
小売業の提供する役務に係る商標の経済的な価値、欧米諸国における商標保護制度の現状等国際的な動向から考えて、わが国における小売業者の提供する本質的なサービス(多様・多様な商品の品揃え、陳列等、付加価値の高いサービス)を独立した商取引とする役務に係る商標についても、報告書案のとおり、役務商標として保護する制度を創設されたい。	会社等
内容については同意。現状小売業のみが役務商標と商品商標をごっちゃにされた状態になっており、一般のメーカーやサービス業者と比べ、不当に重い負担を強いられているが、思うにこれは、小売業で守るべき商標を持っているのがメーカーと小売が実質的にほぼ一体であるような老舗企業がほとんどであったような時代の考え方が旧態依然として続いてきたもので、多種多様な商品を主に仕入れて売るといった小売業者の出現により、実態と合わない	個人
小売業者、卸売業者等の業務上の信用の適正な保護が図られると同時に、負担の大幅な軽減になることから賛成。ニース協定(第9版)で、小売業、卸売業等により提供される商品の販売に伴う役務は商品・役務区分の第35類に属する役務として取り扱うこととされており、既に諸外国で導入されていることに照らしても妥当。	個人
小売業・卸売業に係る商標をサービスマークとして登録を可能とすることに賛成。制度改正の方向には基本的に賛同。	日本機械輸出組合 日本知的財産協会
今回の措置に概ね賛成である。	個人
役務商標のサービスマークとしての保護、登録は是非、実現してほしい。	個人
小売業者や卸売業者の提供するサービスに係る商標を、サービスマークとして登録することに賛成。 しかし、小売業者が競業他者のサービスと識別する自己の商標をその販売に係る商品または商品の包装に付した場合、その商標はサービスマークとしないという報告書の考え方には反対。従来、小売業者が商品商標として商標登録していたものはそのまま維持し、併せて、看板等に使用する場合のため、役務商標としての商標登録を要することになってしまうことから、「小売業者の負担」をより一層増大させることになる。	日本商標協会
卸は、小売りを特徴づけるサービス(顧客の購入の便に共する品揃え、陳列と言ったサービス)とは異なった問屋に特徴を見るべきであるから、商標登録は卸売りは含まず、小売サービスに限定すべき。	個人

小売業等の商標については、国際的な動向をも視野に入れて役務商標として保護するスタンスであり、この点は理解することができる。ただ、卸売業に係る役務については、その保護価値を小売の場合と同列に扱えるか否か、実態等を正確に把握すべき。	日本弁理士会
--	--------

小売業等に係る役務商標の役務の具体的表示

意見の概要	提出者
小売業を何らかの基準により細分化することと推測されるが、小売業の実情を十分に調査し、諸外国の制度とも調和することを考慮して決定すべき。	日本弁護士連合会
指定役務の区分の基準については、その範囲ができるかぎり明確になるよう配慮すべきであり、小売等の実態にも合致するものでなければならない。さらに、すでに小売等に関する役務商標登録制度を採用している諸外国の制度とも十分な調和をはかる必要がある。	大阪弁護士会
指定役務は網羅的に羅列させずに、できるだけ具体的、個別的に記載させるべき。	個人
小売業についても種々の業態があり、それぞれの業態に適した形で、且つ直接的な表示を以って権利範囲が形成されるよう、その指定役務の表示を検討すべきである。	日本弁理士会
小売業なる概念が多種多様の業態を含むこと、ならびに商品商標が当該商品の販売に係る出所表示標識としても機能することに鑑み、取引者・需要者が明確に権利範囲を把握でき、かつグローバルな商取引にも対応しうる合理的な役務表示を要望する。	日本機械輸出組合
保護の対象が明確になるよう、小売業にかかる役務商標の名称と範囲を早急に定義されたい。細分化することには反対であるが、取り扱う商品分野に着目して、単一の商品分野を取り扱う小売業と複数の商品分野を取り扱う小売業とに区分する場合には、出願者の自由な判断により指定役務の範囲を選択できることとして欲しい。	会社等
保護の対象が明確になるよう、小売業にかかる役務商標の名称と範囲を早急に定義されたい。細分化することには反対であるが、取り扱う商品分野に着目して、単一の商品分野を取り扱う小売業と複数の商品分野を取り扱う小売業とに区分する場合には、出願者の自由な判断により指定役務の範囲を選択できることとして欲しい。	会社等
「陳列・品揃え」等の表示方法のみならず、「小売サービス」の表示を認めるべきである。	日本商標協会

審査上の取扱い

意見の概要	提出者
概ね賛成である。	個人
先行登録商法との調整について、諸外国等の取り扱いを踏まえ、十分な検討をするべき。 小売業等以外の商品・役務に係る出願に関しても商標法第3条第1項柱書の規定の運用を強化すべき。	日本弁理士会
基本的に賛成するが、現行の商標登録出願制度との調和や、審査の迅速性の要請との調和がはかられるべきである。	大阪弁護士会
小売業の場合にのみ商標法第3条第1項柱書の規定の運用を強化することは、他の商標出願との整合性の点で問題となる。無効審判においてもこの点を無効理由とする必要がある。運用を厳格に行えば審査の遅延が予想され、ゆるくすれば形骸化する懸念があるので慎重に検討する必要がある。商標法第4条第1項関係(a)ないし(d)については、基本的に賛成である。	日本弁護士連合会
使用の意思のないものを出願する問題は、35類だけでなく全体に共通する不使用商標の問題である。使用を問われない「防護標章制度」を廃止するなどして、不使用商標の問題は解消できるのではないか。	個人

<p>使用の意思確認に対しては反対する。 小売りは売れ行き等に応じて取扱品目を拡張することが多く、指定役務の範囲をある程度広めに押さえる必要があるので、使用の意思確認よりも、不使用対策もかねて、商品・役務区分の第35類に、類似商品の審査基準に準じた取扱品目単位の小区分導入を検討すべき。</p>	個人
<p>商標登録出願の際に3条1項柱書の適用を厳格に行い、「使用の意思」の有無を確定することは審査が遅滞することが予想され、出願時に「使用の意思」が認められない場合についても商標法46条1項1号に基づき無効審判請求の事由になるのか否かが新たな解釈問題となる可能性もあるから、導入を行う際の制度設計を慎重に検討すべきである。</p>	大阪弁護士会
<p>必要以上に、商標選択の幅を狭めることのないよう商標法第3条第1項柱書きの規定の実効性ある運用を検討すべきである。</p>	日本機械輸出組合
<p>商品商標と小売サービスマークとは、原則、別商標として登録すべき。周知・著名な登録商品商標又は登録小売サービスマークと後願の商標とは、第4条第1項第15号で見ることにする。小売サービス間の関係も同様とする。</p>	個人
<p>小売業商標は単一の知的財産権とするべきであり、細分化することには反対であるが、単一の商品分野を取り扱う小売業と複数の商品分野を取り扱う小売業とに区分する場合には、総合小売りと単品小売りの指定役務全てを網羅して出願できることとし、同一商品分類の商品商標との類似性を審査の対象とするなど、審査の運用基準にて次善の策を講じていただきたい。</p>	会社等
<p>小売業商標は単一の知的財産権とするべきであり、細分化することには反対であるが、単一の商品分野を取り扱う小売業と複数の商品分野を取り扱う小売業とに区分する場合には、総合小売りと単品小売りの指定役務全てを網羅して出願できることとし、同一商品分類の商品商標との類似性を審査の対象とするなど、審査の運用基準にて次善の策を講じていただきたい。</p>	会社等

小売業に係る役務商標の導入に伴う経過措置

意見の概要	提出者
<p>サービスマーク導入時の経過措置のような整備が必要だが、当時運営上問題がなかったか否か、及びインターネット普及に伴う影響等を考慮し、改善の余地がないか十分検討すべき。</p>	日本弁護士連合会
<p>零細事業者の保護については継続的使用権の他、慣用商標等を使用している場合も多いと考えられるので、商標法第3条第1項の審査基準の充実も必要。また、場合によっては商品分野を特定した小売業に限って保護を認める方法も考えられる。</p>	日本弁護士連合会
<p>サービスマーク導入時と同様の継続的使用権を設けるべき。</p>	個人
<p>小売業に係る役務商標の導入に伴う経過措置は、商品商標により事業者の実績や既存の取引秩序に配慮し、混乱を生じさせないような措置であるから賛成する。</p>	個人
<p>サービスマーク導入時の措置を念頭において検討するべき。</p>	日本弁理士会

既成事業者との利害調節については、平成3年改正におけるサービスマーク導入時の経過措置のようなシステムの整備が必要と考えられる。商標登録を行う資力や能力が十分でない可能性がある零細事業者の保護については、継続使用権の活用が考えられる。更に、商標法3条1項の審査基準を充実させることが必要と考えられる。	大阪弁護士会
平成4年の役務商標制度の導入時と同様に、出願日に係る先願主義を一定期間制限し、先使用主義を取り入れて平行審査する特例期間(可能ならば半年程度)を設けられたい。	会社等
平成4年の役務商標制度の導入時と同様に、出願日に係る先願主義を一定期間制限し、先使用主義を取り入れて平行審査する特例期間(可能ならば半年程度)を設けられたい。	会社等

その他

意見の概要	提出者
「小売サービス業」の使用が、商標法第2条第3項のどれに該当するのか、検討し明確にすることを要求する。	日本弁護士連合会

II 権利侵害行為への「輸出」の追加
侵害行為への輸出の追加

意見の概要	提出者
基本的に賛成である。	日本弁護士連合会
模倣品対策強化の政策として妥当であり、推進を要望する。	日本機械輸出組合
「輸出」の追加は必要である。	個人
各国商標法との整合性が保てる形で検討すればよい。	個人
商標法の一義的な目的が国内の利益保護にあるとしても、国際的な商標権侵害商品の横行が社会問題になっている状況では国際的に協調して偽ブランド商品の国際的流通の水際措置の必要性があること、及び内国商標権者の譲渡等を独占的に行う利益の保護という観点よりして賛成する。 「輸出」の規制が、権利者が当該製造行為を発見して商標権に基づく差止請求権等の行使によってこれを規制することが困難であること等の理由からであれば、当該製品が「輸出専用品」であり、我が国の国内で譲渡することが予定されていない商品であるからという理由のみで例外的取扱いを行うべき理由はない。	大阪弁護士会
「輸出」を商標法第2条第1項第3号に追加することに賛成。 外国出願の際の使用証明及びマドリッド協定議定書上の国際登録の地位の安定性の観点並びに外国からの環流及び海外旅行者の混同防止等の観点から、輸出を商標の使用の定義に追加することは必要である。	個人
「輸出」及び「輸出を目的とする所持」の追加に対しては、ブランド保護強化の観点から賛成する。不正競争防止法にも「輸出」行為規定があることに照らしても当然と考える。	個人

特に反対はしないが、輸出に係る取引の実情を良く調査し、健全な企業活動の妨げとなることにならず、且つ、侵害者による脱法行為を排除できるような仕組み作りを望む。	日本知的財産協会
「輸出」行為を使用行為に含めた場合、日本企業が、海外の企業が海外で販売する商品のOEMを行い、その「輸出」を行っている場合に、一義的に国内の商標権者により商標権侵害を根拠に使用差し止めを受ける懸念もあることから、「輸出」行為を商標の使用類型に含める場合には、政府部内の調整・連携等により制度の適切な運用が図られることを要望する。	電子情報技術産業協会(JEITA)
商標法第2条第1項第3号は、侵害行為を規定しているのではなく、一般的な「使用」について定義しているものであるから、ここに「輸出」を追加することによって権利侵害行為への「輸出」を追加することは、慎重に考えるべき。 輸出業者の「OEM」での供給や海外における普通名称のようなものが水際で差し押さえられてしまう可能性もあり、このような規制されることのないような枠組みも併せて検討すべきと史料する。	日本弁理士会
改正の目的は、輸出者によって侵害品を外国に送る行為を規制しようとするものであると理解されるが、そのために、法2条1項3号に「輸出」を追加することには反対である。 商標法において「商標を付する行為」は「商標の使用」と定義されているが、これは国内流通を前提としたものであり、国内で流通しない商品に「商標を付する行為」が違法なものとするのは困難である。輸出専用品に商標を付する行為を「商標の使用」と認定した裁判例があるが、これは不使用取消審判事件であって、「違法性」が判断されたものではない。 なお、輸出業者の「OEM」及び海外における普通名称のようなものが水際で差し押さえられてしまうことが指摘されており、「輸出」は、侵害行為の一態様として、みなし侵害または間接侵害として、悪性の強い行為のみを対象として規定すべきである。	日本商標協会
商標の使用に単に「輸出」を加えることにより、海外の商標権者から注文を受けてOEM品や留め型品を輸出するという正当な行為が制限されてしまい、日本企業の通常の業務に支障をきたすおそれがあるので、それが払拭されるような措置が取られない限り強く反対する。 もし商標の使用に輸出を加えるのであれば、不正の目的の無い正当な輸出専用品での使用が商標権侵害に問われないよう、条文上の手当を強くお願いしたい。	会社等
「輸出」を使用行為に取り込むことについては、保護法益がないことから反対する。 商標権の効力は国内にのみ及ぶものであり、国内の流通において「同一又は類似」の商標の使用を専有し得るに止まる。従って、我が国の商標権を侵害する物品が国際的に取引されることや、模倣品・海賊版の輸出及び通過という行為は、保護法益を侵害していることにはならない。	個人

「通過」について

意見の概要	提出者
「通過」に関しては、(案)記載の我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物が必要に応じ改装、仕分け等が行われた後、通関されることなく、我が国を積み出し国として外国に向けて送り出される行為は、「輸出」に該当すると扱うべきと考えます。	個人
通過については、日本の港湾、空港が国際商品流通のハブ機能を担うことを損なわないよう拙速を避け、国際動向を慎重に見極めるべき	日本弁護士連合会

実効的な水際措置のため「通過」を違法とすべきであるが、我が国を通過点とする詰め替え及び最終仕向け地への船だしには、内国特許権者の市場利益を侵害する契機が存在しないことから、通常の輸出とは明らかに性格が異なり検討の余地あり。	大阪弁護士会
---	--------

「侵害とみなす行為」への「輸出を目的とする所持」の追加

意見の概要	提出者
基本的に賛成である。	日本弁護士連合会
現行法37条1項2号、4号は、「譲渡もしくは引渡しのための所持」を間接侵害の対象としており、この規定との均衡をはかる意味からも、「輸出を目的とする所持」を間接侵害に追加することは意味がある。	大阪弁護士会
「輸出」を権利侵害行為に追加規定することは賛成する。これに付随して、「商標の使用」を包括的規定とし、従来「商標の使用」に規定されていた行為は「権利侵害」規定に盛り込む改正を行うべき。	個人
「譲渡等目的の所持」をみなし行為として規定することに賛成する。「輸出のための展示」は、「譲渡若しくは引渡しのための展示」と解することで使用行為として規定する必要性は低い。	個人

Ⅲ 刑事罰の強化

意見の概要	提出者
刑事罰の引き上げに対しては、ブランドの保護強化の観点から賛成する。改正不正競争防止法において懲役刑と罰金刑との併科が導入されていることから妥当。「抑止力」となってこそその刑事罰であるから、強化する方向は適切であり、さらに重い刑を課しても良いと考える。 法人重課の引き上げも賛成する。	個人
模倣品対策強化の政策として妥当であり、推進を要望する。	日本機械輸出組合
原案に賛成する。	個人
特に異論はない。	日本知的財産協会
特に異論はない。	個人
強化に賛成である。	個人

Ⅳ 著名商標の保護の在り方

意見の概要	提出者
著名な小売り商標に係る出所の混同のおそれの解釈については、フリーライドによる侵害行為を防止する観点から、非類似性の商品(役務)に対しても禁止的効力を拡大する等、著名商標権の保護策を拡大されたい。	会社等
著名な小売り商標に係る出所の混同のおそれの解釈については、フリーライドによる侵害行為を防止する観点から、非類似性の商品(役務)に対しても禁止的効力を拡大する等、著名商標権の保護策を拡大されたい。	会社等

「権利侵害」の規定を見直し、そこに著名商標保護に関する規定を導入し、保護の拡大を図るべきである。	個人
フリーライド、ダイリューションに関して、出所混同を生じるおそれの有無に拘わらず、非類似商品にまで商標権の禁止的効力を拡大することについては、「不正の目的」等の要件を加える必要があると考えることから、今後も慎重に検討を進めるべきである。	日本知的財産協会
周知・著名商標については、その指定商品(指定役務)と同一又は類似の商品(役務)以外の商品(役務)について、これと同一もしくは類似の商品(役務)が使用された場合にも両者の間に混同が生じ、あるいは著名表示が希釈化され、あるいはそのブランドイメージが汚染されるおそれがあることは否定しないが、かような行為については不正競争防止法2条1項1号もしくは2号により規制を行うことが可能である。したがって、商標権の禁止権の及ぶ範囲(商標権36条、37条)を拡大して規制する必要性は認められない。	大阪弁護士会
対応の方向として「禁止的効果を認める方法が考えられる」ことに賛成するが、各国の不正競争防止法又は判例等による保護のあり方も踏まえた検討を行うことが適切である。	個人
防護標章登録制度については、一旦登録されると少なくとも当該指定商品(役務)についてこれと同一の商標の登録を禁止するだけでなく、他人が同一の商標を使用することを禁止することができる(67条)など、強力な効果があり、登録によってその権利の存在が明確になり、第三者が商標の選択を行う際にも防護標章登録された商標の使用を避けることができるなど取引の安全に資するという効果もあり、不正競争防止法2条1項1号、同2号による周知、著名商品等表示の保護とは別に一定の存続意義が認められる。	大阪弁護士会
防護標章登録制度は一定のニーズがあり、制度が有効に機能している以上、件数の多少により存在意義が問われるべきではなく、「防護標章登録制度の廃止」については反対する。	個人
防護標章制度を廃し、使用の有無を問わず通常の商標権と同様の差止(損害賠償は使用部分)を認め、1年間で現在の10倍程度の登録料にし、自由に登録できる「指定登録制度」を設ける。	個人
不正競争防止法の保護の在り方を踏まえつつ、非類似の商品・役務への商標権の禁止的効力の拡大について検討を進め、十分な保護強化を図ったうえで、防護標章制度を発展的に廃止する方向での検討を要望する。	日本機械輸出組合
登録の審査基準が不明確であり審査も不統一である。利用度も低いので、防護標章制度は廃止すべき。	個人
商標法と不正競争防止法の関係の理解は重要であり、その関連において防護標章登録制度は過大評価されていると見られる節もあるので、検討を継続されたい。	日本弁護士連合会
特に異論はない。	個人

V 審査の在り方について
 コンセント制度について

意見の概要	提出者
-------	-----

<p>コンセント制度については、引用商標権者にとっては、類似しないという判断の下にコンセントを与えるのではなく、出所の混同を生じないという判断の下に与えると考えられるので、この制度を議論する上においては、「類似と混同の関係」についての議論は不可欠である。したがって、この点について十分な議論をし、早期に真の意味でのコンセント制度の導入が図れるよう、検討すべきである。</p>	日本弁理士会
<p>早期に真の意味でのコンセント制度の導入を図るべきである。また、コンセント制度の導入を取引の実情との関係における参酌材料として検討するとの方向性には反対する。コンセントは、類似しないとの判断の下ではなく、出所の混同を生じないとの判断の下に与えるのである。類似と混同の関係について、さらに議論をすべきである。</p>	日本商標協会
<p>留保型のコンセント制度は審査官の躊躇の原因となりコンセントを無にならしめ兼ねないから、完全型(英国型)のコンセント制度の導入を目指すべき。</p>	個人
<p>コンセント制度の導入については、要望の声が高く、今後も導入に向けた検討の継続を望む。</p>	日本知的財産協会
<p>産業界にコンセント制度の導入についての要望があることから、今後「類似商品・役務審査基準」の適正化、当事者の意見書の提出による審査の補完が採用・導入された場合も、継続的な検討を行っていただくことを切望する。</p>	電子情報技術産業協会(JEITA)
<p>「対応の具体的な方向性」において「コンセント制度の必要性が指摘される…」としておきながら、この問題が先送りされる理由が明確でない。</p>	日本弁護士連合会
<p>コンセント制度については、混同を生じる商標が複数登録された場合には、法目的の一つである「需要者の利益の保護」に問題が生ずるおそれがあり、反対する。</p>	個人
<p>混同を生じる虞を当事者の判断に委ねることの是非、職権による調整で生じる審査遅延等を考慮し、現段階での導入は反対。</p>	日本機械輸出組合
<p>コンセント制度については、報告書も指摘するように、先行商標権者の同意のみを要件とすると、需要者の保護をはかることができず、特許庁が、職権主義に基づき個別事情を勘案して具体的な混同の有無を審査するとすれば、審査が遅延するおそれがある。又、特許庁の審査能力の限界を考えれば、かような審査を迅速かつ適確に行うことは困難である。よって、現状では、需要者の保護をはかりつつコンセント制度を導入する可能性が無いことから、現下におけるコンセント制度の導入については慎重に検討すべきである。</p>	大阪弁護士会
<p>コンセント制度については、更に検討を行うことが必要であるとの考えに賛成</p>	個人

「類似商品・役務審査基準」の見直しについて

意見の概要	提出者
<p>類似商品・役務審査基準については、常に流動的な市場の状況を出来るだけ反映できるよう必要な見直しを行い、その後も一定期間毎に改訂を図る等の検討を望む。</p>	日本知的財産協会
<p>類似群コードについて、どのような商品(役務)であるかを規定すべき。</p>	個人
<p>購買者が混同することがあり得ないものに関しては短冊を細分化するなど、何かしら実態に即した見直しを希望する。</p>	個人

現在の短冊を更に細分化することにより市場の要請にあった審査基準を構築すべきである。	個人
審査基準の改訂において、審決取消訴訟や侵害訴訟における判決の中で示された取引の実情を斟酌し具体的な混同の可能性に関する判断過程を参考とした類否判断の基準を定立するような改訂を行うべきである。	大阪弁護士会
「類似商品・役務審査基準」の見直しについては、ニース国際分類第9版の発効(2007年1月1日)や小売業等の商標を役務商標として保護する際の政省令の改正に合わせるのがベストのタイミングであり、そのときを目処に早急に検討すべきである。	日本弁理士会

審査事項と手続の在り方について

意見の概要	提出者
相対的拒絶理由の審査を廃止すれば、審査時間は短縮されると思われるが、そのメリットよりも、権利の安定性・信頼性が損なわれるというデメリットの方が大きいので、現在の審査のあり方を変更する必要がないと考える。	個人
異議待ち審査制度への移行については、需要者の保護に欠ける、大幅な負担増となる等を理由に従来より反対。現行の審査制度を維持頂くことを改めて強く要望する。	日本知的財産協会
「異議待ち審査制度」は、ウォッチングに伴うコスト負担、権利の安定性・確実性の減少等ユーザーにとって受忍し難いデメリットが生じるため、導入には反対する。	日本機械輸出組合
CTMその他の動向を見ても、最早、完全審査には限界が見えている。この際審査の効率化から見ても、審査は「絶対的拒絶理由」についてのみ行い、「相対的拒絶理由」については異議申し立てを待つて行うものとすべきである。	個人

VI その他の報告書記載事項

1. 商標の定義

意見の概要	提出者
現行法の定義は世界に共通する商標の定義と著しく乖離する。商標法自体が判例の解釈に頼らなくては判断できないようになっている。非伝統的商標も近い将来使用されるようになると見込まれる。以上のことから、非伝統的商標も含む、世界に通用する定義規定を設けるべき。	個人
現行法条文における文理上の意味は、社会通念上の意味と相違しており、裁判例においては既に確立しているとは言え、法文の本来的な目的・役割からも明確な規定ぶりとするべきと考えるので、更なる検討の継続を要望する。	日本機械輸出組合
自他商品・役務識別力を、登録要件ではなく商標の構成要件として明示的に加えることを要望する。	日本知的財産協会
更に検討を行う趣旨の結論に賛成であるが、重要な問題である以上、十分討議をし、方向性を見極めるよう要望する。	日本弁護士連合会

商標の機能として企業の出所識別力・顧客誘引力・情報発信力を具現することによりブランドの確信をなすことが示されたが、ブランドの保護や商標の顧客吸引力・情報発信力等の観点を踏まえつつ商標を定義すべき。	個人
商標の定義に識別性を追加することについては、現行法どおりで問題ないと思われることから、反対する。	個人
識別性の概念を要素として加えられる可能性については、検討が必要。	個人
匂い、音からなる商標については、個人的感覚の要素が強く反対する。	個人

2. 商標の「使用」の定義

意見の概要	提出者
役務に関する規定が細分されすぎていること、現状の規定ではカバーできない役務の使用形態があるので、今後も包括的な規定の方法について検討を望む。	日本知的財産協会
罪刑法定主義の観点から侵害判断に係る「使用」の定義を個別具体的に規定する必要性等は理解できるものの、取引の形態の変容・創成に即応できないところもあるため、更なる検討の継続を要望する。	日本機械輸出組合
商標の使用を包括的に定義し、現在規定されている個々の使用形態は、商標権侵害を構成する規定に移行させるべき。	個人
常識の範囲内であれば別段問題はない。	個人
「音声」を「使用」の定義に追加することは反対である。	個人
「使用」を包括的規定に変更することに対しては、包括的に規定したとしても結局は審査基準などで具体的な行為を特定することになるから、規定を変更する必要はなく、反対する。	個人

【その他】

最近の知財高裁判例にかんがみ、商標の登録要件の審査基準について明確化することが適切である。	個人
商標法第3条の審査においては、審査官といえども業界の専門家ではないことから、知識自体は著しく不足していることを自覚していただき、調査不足や不勉強による理不尽な審査をされないよう慎重な審査を希望する。	個人
登録商標の7～8割が不使用商標といわれ、第三者の商標選択、特許庁の具体的な判断を困難にさせており、最も重要な懸念事項であり、不使用商標に関する議論をするべき。	日本弁理士会
不使用商標の問題について議論がなされておらず、且つ、その方向性についても指針がない。早急に検討されることを要望する。	日本商標協会